

第3号被保険者期間と重複する厚生年金等の加入期間が裁定後に判明した場合の取扱いが変更になりました。

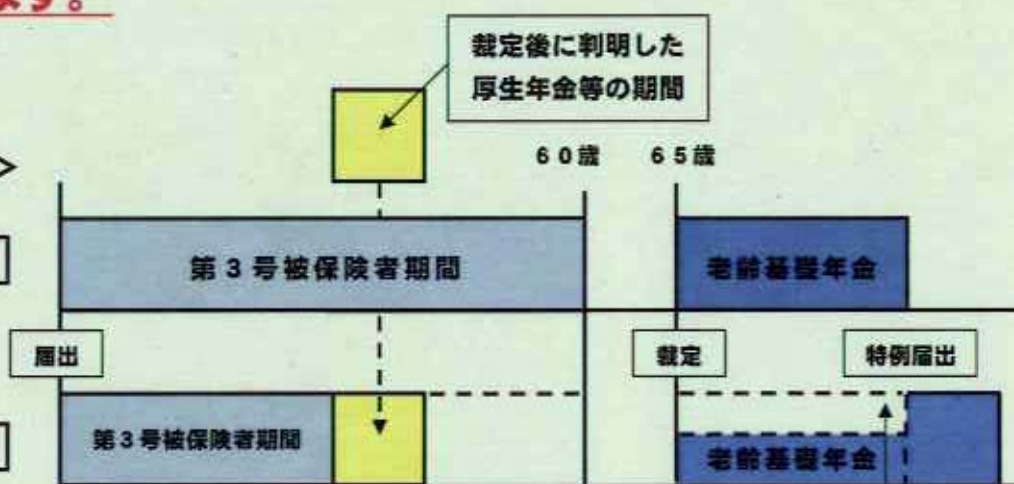
老齢年金を受け始めてから、国民年金第3号被保険者期間と重複する会社等にお勤めされた期間（厚生年金等の加入期間）が新たに判明した場合には、会社等を退職した後の第3号被保険者期間が引き続き年金額に反映される期間（保険料納付済期間）として取り扱われ、過去の年金額が減額となくなりました。

※ 既に年金額を返納された方には、**返納された額が改めて支払われます。**

【具体例】

＜いままでは＞

記録訂正前



記録訂正後

未届であったことが判明＝年金の受給資格にも年金額にも反映されませんでした。

年金を払い過ぎていたとして返還を請求していました。

＜これからは＞

記録訂正後



※ 国民年金第3号被保険者は、会社員や公務員に扶養される配偶者のことです。これらの方は、保険料を納付する必要はありませんが、第3号被保険者となった旨の届出を行うことが必要です。

必要な手続は

社会保険事務所に申出書等を提出していただく必要があります。

詳しくは、お近くの「社会保険事務所」へお尋ねください。

社会保険庁ホームページ (<http://www.sia.go.jp/>)

厚生労働省・社会保険庁